

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	北九州市、水巻町

北九州市・水巻町広域鳥獣被害防止計画

<代表連絡先(事務局)>

担当部署名	北九州市産業経済局農林水産部鳥獣被害対策課
所在地	北九州市小倉北区内 1 番 1 号
電話番号	093-582-2269
F A X 番号	093-582-1202
メールアドレス	san-choujuhigai@city.kitakyushu.lg.jp

<連絡先>

担当部署名	水巻町役場 産業環境課
所在地	水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	093-201-4321
F A X 番号	093-201-4423
メールアドレス	nousei@town.mizumaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、アライグマ、アナグマ、キツネ、ヒヨドリ、カモ、ドバト、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県北九州市、水巻町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
(獣類) イノシシ	水稻	2,323 千円	2.15ha
	野菜	4,951 千円	0.72ha
	タケノコ	536 千円	1.42ha
サル	豆類	0 千円	0.0ha
	果樹	0 千円	0.0ha
	野菜	690 千円	0.1ha
シカ	水稻	0 千円	0ha
	野菜	0 千円	0ha
アライグマ	果樹	194 千円	0.05ha
	野菜	1,031 千円	0.15ha
アナグマ	野菜	※被害情報はあるが、被害金額は不明	※被害情報はあるが、被害面積は不明
キツネ	野菜	※被害情報はあるが、被害金額は不明	※被害情報はあるが、被害面積は不明
(鳥類) ヒヨドリ	野菜	3,757 千円	0.95ha
カモ	水稻	648 千円	0.6ha
ドバト	野菜	2,494 千円	0.6ha
カラス	水稻	216 千円	0.2ha
	麦類	3 千円	0.01ha
	果樹	1,462 千円	0.22ha
	野菜	2,399 千円	0.35ha

(2) 被害の傾向

北九州市

(イノシシ)

- ・生息状況及び発生場所 : 市内ほぼ全域の山沿い及び山間部の農業地帯及び住宅地
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 例年山沿いなどの水稲、野菜、タケノコなどに農林業被害が出ている。また、住宅地の庭に侵入し、崖を崩して住宅等に損害を与えたり、家庭菜園やゴミ集積所を荒らしたりしている。

(サル)

- ・生息状況及び発生場所 : 小倉南区東谷・中谷地区を中心とした山間部一帯
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 平成 18 年度頃から小倉南区に 50 頭前後の群れで現れ始め、平成 25 年度の調査ではその数が 120～130 頭まで増加した。このサルの群れは、小倉南区南部の隣接町方面から入ってきて、同区内を遊動した後、元へ戻るか、同区東部方面等へ抜けている。
地元住民や猟友会及び市によるサル対策により、現在は 1～2 の群れになったが、農作物被害、生活環境被害は継続している。

(シカ)

- ・生息状況及び発生場所 : 小倉南区及び八幡東区、八幡西区の山間部、小倉北区足立山山麓、若松区西部の山林等
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 平成 16 年度頃から小倉南区南部の山林で樹木の角こすりによる被害等や目撃情報が確認され始めた。近年急速に目撃地域が拡大しており、今後農林業被害拡大の恐れが高い。また、交通事故等の生活環境被害の増加も予想される。
平成 29 年度に市内の山間部での生息状況調査を実施し、広範囲に生息していることが確認された。

(アライグマ)

- ・生息状況及び発生場所 : 山間部及び山間部に隣接する地域を中心とした市内全域に生息していると推定される。
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 八幡西区の果樹園や若松区のトウモロコシやスイカ、小倉南区のブドウなどで被害が増加している。家屋等の生活環境被害についても、相談件数が増加傾向にある。今後、アライグマの急増とともに農作物被害や生活環境被害が拡大する恐れが高い。

(ヒヨドリ、ドバト、カラス)

- ・生息状況及び発生場所 : 市内全域
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 北九州市西部の若松区、八幡西区でのキャベツやブロッコリー、小倉南区のハウレンソウなどの露地野菜を中心に被害が多い。特にヒヨドリについては、市全域にわたり被害が発生。

水巻町

(カモ、ドバト、カラス、アナグマ、アライグマ、イノシシ、サル、キツネ)

- ・生息状況及び発生場所 : 町内全域
- ・被害発生の時期 : 一年中
- ・被害状況等 : 数年置きにブロッコリーなどの露地野菜についてカモによる

農作物被害が発生している状態である。

また、ドバト、カラスによりごみ集積場が荒らされたり、糞害が発生しているため、今後農作物被害が発生する恐れがある。

さらに、アナグマ、アライグマ、イノシシ、サル、キツネの出没事例が確認されており、今後、農作物被害や生活環境被害が発生する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名(獣類)	指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害金額	7,810 千円	令和4年度以下
	被害面積	4.29ha	令和4年度以下
サル	被害金額	690 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.1ha	令和4年度以下
シカ	被害金額	0 千円	令和4年度以下
	被害面積	0ha	令和4年度以下
アライグマ	被害金額	1,225 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.2ha	令和4年度以下
アナグマ	被害金額	情報はあるが未調査	令和4年度以下
	被害面積	情報はあるが未調査	令和4年度以下
キツネ	被害金額	情報はあるが未調査	令和4年度以下
	被害面積	情報はあるが未調査	令和4年度以下
鳥獣名(鳥類)	指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
ヒヨドリ	被害金額	3,757 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.95ha	令和4年度以下
カモ	被害金額	648 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.6ha	令和4年度以下
ドバト	被害金額	2,494 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.6ha	令和4年度以下
カラス	被害金額	4,080 千円	令和4年度以下
	被害面積	0.78ha	令和4年度以下

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課 題
北九州市	捕獲等に関する取組	<p>(イノシシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州市の東部及び西部地区にイノシシ駆除協議会を設置し、広域的・計画的な捕獲対策を協議・実施 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に取り組み有害捕獲を推進 市職員による追払い等の現場出動 市民への注意喚起及び啓発活動 <p>(サル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追払い機材を用いた市職員による追払い等の現場出動 猟友会の銃器（空砲）による追払い 地元住民による追払い活動を支援 市民への注意喚起及び啓発活動 平成 25 年度にサルの群れの生息状況調査 平成 24、25 年度に専門家や地域代表を委員とした被害防止対策検討会を開催し、被害防止対策について協議 大型捕獲檻による捕獲の強化 <p>(シカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟による捕獲 平成 26 年度から予察による有害鳥獣捕獲を実施 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に取り組み有害捕獲を推進 <p>(アライグマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> R4 年度から市民に小型箱わなを貸出 被害防止の目的で被害者自らが行う捕獲を推進 <p>(ヒヨドリ、ドバト、カラス)</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟友会に駆除を委託し、予察捕獲及び対処捕獲を実施 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業による有害捕獲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲だけでは効果が限られている 家庭から出る生ごみや放置された竹林のタケノコなどエサとなるものの管理不足 餌やりによる住宅街付近への出没 <ul style="list-style-type: none"> 追払い機材による威嚇への慣れ サルの出没から追払い開始までのタイムラグ 時折群れが出没する地域における地域ぐるみで実施する被害防止対策の必要性 地域住民の高齢化が進み、サルの追い払いに負担を要している。 <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ農林業の被害額としては小さいが、農林地帯周辺でシカの生息情報が増えており、被害拡大の恐れが高い。 <ul style="list-style-type: none"> R3 年度から農林業被害が発生。被害は急増しており、早急な対策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> 捕獲の効果が見えにくい。
	防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 農林業者が設置する電気牧柵や溶接金網の購入に対し、費用の一部を補助 鳥獣被害防止総合支援事業による溶接金網の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な設置方法などにより効果が発揮できない事例がある 侵入防止対策を行っていない地区の被害が増加することがある。

水巻町	捕獲等に関する取組	(カモ、ドバト、カラス、アナグマ、アライグマ、イノシシ、キツネ) ・管内猟友会に駆除を委託し、予察捕獲及び対処捕獲を実施している。	・猟友会の高齢化や会員数の減少がみられるため、有資格者の育成が必要。
	防護柵の設置等に関する取組	・イノシシ等の獣類による農作物被害、生活被害環境被害がほぼ発生していなかったため、防護柵設置等の被害防止対策は実施していなかった。	・イノシシ等の獣類の出没事例があるため、今後における対策が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>(広域連携)</p> <p>これまで、北九州市管内においては、市の鳥獣被害対策協議会やイノシシ駆除協議会を主体に、また、水巻町においては管内猟友会と連携を図りながらそれぞれ被害防止に取り組んできたが、農作物の被害が減少しないことから、平成25年度から北九州市と水巻町が連携し、広域協議会を設立した。本協議会では、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備し、被害を受けにくい環境づくりを推進し、農作物の被害を軽減する。なお、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図り、北九州市と水巻町が合同して作成する被害防止計画を踏まえて、農作物の被害軽減に広域的に取り組む。</p> <p>(北九州市)</p> <p>☆ イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ駆除協議会による捕獲対策 ・鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の取り組みを継続 ・農林業者に対する電気柵等設置の助成の継続 ・鳥獣被害防止総合支援事業の取り組みを継続 ・エサとなるものの管理や被害防止対策等について市民啓発の強化 <p>☆ サル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接近警戒システムを活用した効率的な追払いの実施 ・追払い用機材等を活用し、地元住民による追払いの実施 ・猟友会の銃器（空砲）による効果的な追払いの実施 ・地域ぐるみで実施する被害防止対策の推進 ・大型捕獲檻による捕獲の継続 <p>☆ シカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予察による有害鳥獣捕獲の継続 ・鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の取り組みを継続 ・農林業被害防止の目的で農林業者の自衛による捕獲を推進 ・鳥獣被害防止総合支援事業の取り組みを継続 ・定期的に生息状況調査を継続実施 <p>☆ アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業等被害防止を目的で被害者自らによる捕獲を推進 ・福岡県アライグマ防除計画に基づく捕獲を実施 <p>☆ ヒヨドリ、ドバト、カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類については、獣類で講じる対策に準じて捕獲や被害防止対策等を実施することとする。
--

(水巻町)

☆ イノシシ

- ・ 猟友会との連携による捕獲対策の強化
- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の取り組みを継続
- ・ エサとなるものの管理や被害防止対策等について町民啓発の強化

☆ サル

- ・ 追払い用機材等を活用し、地元住民の協力を得た追払いの実施
- ・ 猟友会や地元農家との連携を図った効果的な追払いの実施

☆ アナグマ、アライグマ、キツネ

- ・ 猟友会との連携による捕獲対策の強化

☆ カモ、ドバト、カラス

- ・ 鳥類については、獣類で講じる対策に準じて捕獲や被害防止対策等を実施することとする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(広域連携)

北九州市、水巻町及び関係機関と管内の捕獲隊との連携強化を図り、捕獲計画数の達成のために効果的な捕獲体制の整備を行う。特に捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図るものとする。

(北九州市)

☆ イノシシ

北九州市の東部及び西部地区に設置したイノシシ駆除協議会において、捕獲対策等について協議しながら、猟友会各支部に有害鳥獣捕獲従事者の推薦を依頼し、広域的・計画的な捕獲を実施する。また、被害の大きい地域においては、地元猟友会による追払い効果をねらった銃器による捕獲班を編成する。更に農林業者等による電気柵の設置など、侵入防止を推進する。

☆ サル

サルの群れの生息状況調査（平成 25 年度）及び被害防止対策検討会（平成 24、25 年度）の結果を踏まえ、大型捕獲檻等による捕獲を実施する。

また、サルの出没範囲に対応した銃器（空砲）による追払い隊を地元猟友会により編成するほか、花火（動物駆逐用煙火）等による追払い隊を地域住民で編成している。

☆ シカ

猟友会や関係機関と協議しながら、猟友会各支部に有害鳥獣捕獲従事者の推薦を依頼し、広域的・計画的な捕獲を実施するほか、農林業者等による自衛のためのわな及び囲いわなによる捕獲や地域ぐるみの捕獲体制の確立などにより捕獲頭数を向上させる取り組みを推進する。

☆ アライグマ

農林業者等による自衛のための小型箱わなによる捕獲を推進する。

☆ ヒヨドリ、ドバト、カラス

猟友会への委託による銃器を用いた予察及び対処捕獲の実施。

(水巻町)	
☆ イノシシ	管内の猟友会への委託によるわな等を用いた捕獲の実施。また、今後イノシシの個体数の増加が見込まれるため、農業者に対してわなの免許取得を促すとともに、箱わなを貸与し、迅速な捕獲ができるよう体制を確立する。
☆ サル	被害情報の把握に努め、管内猟友会と連携を図りながら、迅速に追い払いができる体制を確立する。
☆ アナグマ、アライグマ、キツネ	猟友会への委託による小型箱わなによる捕獲の実施
☆ カモ、ドバト、カラス	猟友会への委託による銃器を用いた予察及び対処捕獲の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ サル シカ アライグマ アナグマ キツネ ヒヨドリ カモ ドバト カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ、サルの箱わな、捕獲檻による捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲実績の向上を図る。 ・サルは電波発信機により群れの動きを監視する。 ・アライグマはICT技術を活用して、効率的に捕獲を行う。
令和 7年度	イノシシ サル シカ アライグマ アナグマ キツネ ヒヨドリ カモ ドバト カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ、サルの箱わな、捕獲檻による捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲実績の向上を図る。 ・サルは電波発信機により群れの動きを監視する。 ・アライグマはICT技術を活用して、効率的に捕獲を行う。
令和 8年度	イノシシ サル シカ アライグマ アナグマ キツネ ヒヨドリ カモ ドバト カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ、サルの箱わな、捕獲檻による捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲実績の向上を図る。 ・サルは電波発信機により群れの動きを監視する。 ・アライグマはICT技術を活用して、効率的に捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
北九州市及び水巻町の捕獲計画に基づき設定した。	
なお、捕獲計画数は鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性を図るものとする。	
(イノシシ)	過去3年間の捕獲実績及び出没状況等に関する情報を基に算出。
(サル)	北九州市と隣接する田川郡及び京都郡の山間部を遊動するサルの群れが、農村集落や住宅地に出没し、生活環境被害や農作物被害が継続している。引き続き、追い払いにより、山中に封じ込む対策を実施するが、平成24、25年度に開催した「小倉南区サル被害対策検討会」の結果を踏まえ、サルとヒトが棲み分けできるために必要な頭数に設定。
(シカ)	平成29年度に実施した生息状況調査の結果と近年の狩猟による捕獲実績及び生息状況に関する情報を基に設定。
(アライグマ、アナグマ、キツネ)	生息状況、出没状況等に関する情報から算出。
(ヒヨドリ、カモ、ドバト、カラス)	被害調査を基にし、過去3年間の捕獲実績及び生息状況に関する情報を基に算出。

市町の合計

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,510頭	1,510頭	1,510頭
サル	20頭	20頭	20頭
シカ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
ヒヨドリ	700羽	700羽	700羽
カモ	110羽	110羽	110羽
ドバト	250羽	250羽	250羽
カラス	750羽	750羽	750羽

市町別の捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	北九州市	水巻町	北九州市	水巻町	北九州市	水巻町
イノシシ	1,500頭	10頭	1,500頭	10頭	1,500頭	10頭
サル	20頭	0頭	20頭	0頭	20頭	0頭
シカ	200頭	0頭	200頭	0頭	200頭	0頭
アライグマ	50頭	10頭	50頭	10頭	50頭	10頭
アナグマ	20頭	10頭	20頭	10頭	20頭	10頭
キツネ	0頭	10頭	0頭	10頭	0頭	10頭
ヒヨドリ	700羽	0羽	700羽	0羽	700羽	0羽
カモ	10羽	100羽	10羽	100羽	10羽	100羽
ドバト	150羽	100羽	150羽	100羽	150羽	100羽
カラス	650羽	100羽	650羽	100羽	650羽	100羽

捕獲等の取組内容	
イノシシ	<p>捕獲手段：箱わな・くくりわな、銃器 （ICT技術を活用した捕獲の効率化）</p> <p>捕獲期間：農作物の収穫時期に合わせて必要かつ適切な期間</p> <p>捕獲場所：北九州市、水巻町全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く。）</p>
サル	<p>捕獲手段：箱わな・大型捕獲檻 （ICT技術を活用した捕獲の効率化）</p> <p>捕獲期間：農作物の収穫時期に合わせて必要かつ適切な期間</p> <p>捕獲場所：北九州市小倉南区を中心に市内全域、水巻町全域</p>
シカ	<p>捕獲手段：捕獲檻、くくりわな、銃器 （ICT技術を活用した捕獲の効率化）</p> <p>捕獲期間：農作物の収穫時期に合わせて必要かつ適切な期間</p> <p>捕獲場所：北九州市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く。）</p>
アライグマ アナグマ キツネ	<p>捕獲手段：箱わな、くくりわな</p> <p>捕獲期間：農作物の収穫時期に合わせて必要かつ適切な期間</p> <p>捕獲場所：北九州市全域（キツネを除く）、水巻町全域</p>

ヒヨドリ カモ ドバト カラス	捕獲手段：銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期に合わせて必要かつ適切な期間 捕獲場所：北九州市・水巻町（ヒヨドリを除く）全域
--------------------------	--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	(権限委譲済)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（農業者に対する電気牧柵、ワイヤーメッシュの設置への助成）		
イノシシ シカ	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	電気牧柵 10,000m	電気牧柵 10,000m	電気牧柵 10,000m
	ワイヤーメッシュ 10,000m	ワイヤーメッシュ 10,000m	ワイヤーメッシュ 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	受益者による維持管理	受益者による維持管理	受益者による維持管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策マニュアル等を作成し、エサとなるものの管理 被害防止対策方法等について、被害状況に応じた啓発
	サル	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策マニュアル等を作成し、エサとなるものの管理や被害防止対策方法等について、被害状況に応じた啓発 群れの追跡・追払いへの発信器の活用 メールを活用した出没情報の配信・共有化 地域ぐるみで実施する被害防止対策を推進
	シカ	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に実施した生息状況調査に加え、目撃情報や被害状況の把握に努め、被害防止対策を検討

アライグマ アナグマ キツネ	<ul style="list-style-type: none"> 農地への電気柵設置の啓発など、侵入防止の取組みを推進する 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹等の伐採等）
ヒヨドリ カモ ドバト カラス	<ul style="list-style-type: none"> 爆音器を用いた追い払い 農家等への普及啓発（野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹等の伐採等）

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

(北九州市)

関係機関等の名称	役 割
市内警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
福岡県八幡農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導
門司猟友会、小倉南猟友会、小倉猟友会、八幡猟友会、若松猟友会、折尾猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
北九州市鳥獣被害対策課	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲等及び捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策
北九州市東部農政事務所 北九州市西部農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲等及び捕獲依頼 被害状況、目撃情報の把握

(水巻町)

関係機関等の名称	役 割
折尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
福岡県八幡農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導
遠賀郡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
水巻町産業環境課	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策有害鳥獣の捕獲依頼 被害状況、目撃情報の把握

(2) 緊急時の連絡体制

北九州市・・・別紙1のとおり
水巻町・・・別紙2のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、鳥獣保護管理法等の規定に従い、環境に配慮し適正に焼却や埋設処理などを行う。また、サルについては、必要に応じ行動域調査のため、発信機を取り付けて放獣する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の食肉処理施設利用を推進する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲した鳥獣について、E型肝炎ウイルスやSFTSウイルスなどの保有の有無の検査を希望する大学等の研究機関にその検体を提供し、感染症研究に役立てる。

(2) 処理加工施設の取組

該当施設なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当施設無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北九州市・水巻町鳥獣被害防止対策広域協議会
--------------	-----------------------

構成機関の名称	役割
北九州市産業経済局鳥獣被害対策課	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市・水巻町鳥獣被害防止対策広域協議会の統括 有害鳥獣の捕獲等、被害防止、情報交換、広域連携
水巻町産業環境課	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町の統括 有害鳥獣の捕獲等、被害防止、情報交換、広域連携
北九州市危機管理室危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市の危機管理の統括
北九州市産業経済局東部農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市東部地区イノシシ駆除協議会の統括
北九州市産業経済局西部農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市西部地区イノシシ駆除協議会の統括

②- i 北九州市東部地区イノシシ駆除協議会	
構成機関の名称	役割
北九州市産業経済局東部農政事務所	・イノシシ駆除協議会の統括
北九州市区役所総務企画課（門司区・小倉北区・小倉南区）	・被害状況のとりまとめ、市民に対する注意喚起及び啓発
北九州農業協同組合	・被害を受けた農家の情報収集、農家への助言
門司猟友会、小倉猟友会、小倉南猟友会	・捕獲に対する協力、助言・指導
関係地域の代表者	・被害に応じて農協への連絡

②- ii 北九州市西部地区イノシシ駆除協議会	
構成機関の名称	役割
北九州市産業経済局西部農政事務所	・イノシシ駆除協議会の統括
北九州市区役所総務企画課（若松区・八幡東区・八幡西区）	・被害状況のとりまとめ、市民に対する注意喚起及び啓発
北九州農業協同組合	・被害を受けた農家の情報収集、農家への助言
若松猟友会、折尾猟友会、八幡猟友会	・捕獲に対する協力、助言・指導
関係地域の代表者	・被害に応じて農協への連絡

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
市内警察署	・有害鳥獣危機対応の現場対応 ・付近住民や通学路の安全対策
福岡県八幡農林事務所	・鳥獣被害対策全般の助言、指導、情報提供
福岡県北九州地域農業改良普及センター	・有害野生鳥獣の農業被害防止等に関する助言指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年度に、北九州市に市職員による実施隊、水巻町に町職員による実施隊を編成し、鳥獣被害対策にあたっている。(北九州市職員 17 名、水巻町職員 4 名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策において、各協議会及び関係機関と連携し、共同で情報交換会や研修会などを開催していく。